

# 平成22年第7回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時	平成22年7月21日(水)	午後1時30分
2 場 所	南北海道教育センター	
3 出席委員	橋田委員長, 河村委員, 小葉松委員, 星野委員, 多賀谷委員	
4 事務局	妹尾生涯学習部長, 平馬学校教育部長, 小林生涯学習部次長, 岡崎生涯学習部次長, 對馬管理課長	
5 傍聴者	なし	
6 付議事項		
日程第1	報告事項	・学校支援地域本部事業について ・函館市民体育館整備について ・戸井高等学校の存続に向けた動きについて
日程第2	議案第1号	函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて
日程第3	議案第2号	函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて
日程第4	議案第3号	函館市立戸倉中学校の敷地の変更に關し、議決を求めることについて
日程第5	議案第4号	平成23年度使用小学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて
	議案第5号	平成23年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて

## ■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、河村委員、小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第5、議案第4号「平成23年度使用 小学校用 教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」および議案第5号「平成23年度使用 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を秘密会としたいが、如何か。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- 日程第1、報告事項の1点目、「学校支援地域本部事業について」を生涯学習部長から報告を求める。

## ■生涯学習部長

- 当市における学校支援地域本部事業については、深堀中学校区をモデル校区として、1中学校、4小学校を対象として、平成20年12月に「深堀中学校区支援実行委員会」を組織し、事業を行ってきたところである。平成21年1月開催の本教育委員会においても、この地域本部の設置について報告したが、本日はその後の事業の実施状況について報告する。
- 平成20年度については、活動期間も短かったことから、実質、体制づくりで終了した感はあるが、平成21年度については、年度当初から支援事業を展開したところである。事業報告書

をご覧くださいながら、具体的な活動内容を説明する。

- 1 ページの下であるが、広報活動として広報誌「きずな」を発行し、保護者やボランティア登録者、町会に事業の周知を図るとともに、ボランティアの募集を行った。また、学校支援ボランティア活動として、2 ページには、学習支援および環境整備が掲載されている。学習支援では、大学生や保護者がボランティアとして活動していただいた。また、環境整備では、花壇整備、学校図書整理、清掃活動が行われている。特に、学校図書整理は、深堀中学校で始まり、実行委員会で紹介したところ、柏野小学校と南本通小学校に広がっていったところが特徴的である。3 ページでは、登下校安全指導の様子やその他の行事の状況となっているが、右下のPTA講演会においては、ボランティア登録をしている小葉松委員に講師を務めていただき、講演会を開催したものである。また、人材バンクとしてボランティア登録していただいた方は、85名となり、今後も随時登録者を増やしていきたいと考えている。4 ページには、講習会、研修会の開催の様子を記載している。
- 以上が、平成21年度の活動実績であるが、今年度については、3年目となるが、先ほどの学習支援、環境整備、登下校安全指導の3つの柱を中心に学校支援活動を続けたいと考えている。さらに、国からの受託事業の最終年度となることから、この成果をまとめるとともに、実行委員会や対象となった学校のご意見を参考としながら、今後の学校支援のあり方について、考え方をまとめたいと考えている。

■河村委員

- 人材バンクの登録が85名ということだが、どのような方々が登録されているのか。

■生涯学習部長

- 具体的なものは資料が手元にないが、それぞれの地域でボランティア活動を積極的にやっていた方々が中心となって、この85名が構成されていると聞いている。

■橋田委員長

- 学生ボランティアには、交通費などは支給されるのか。完全にボランティアなのか。

■生涯学習部長

- ボランティアについては、完全に無償で対応していただいている。

■橋田委員長

- 学習支援で、ずいぶん協力していただいたようだ。

■星野委員

- 学生にとっても、ありがたいことである。

■橋田委員長

- 継続の場合は、大学生にも大いに参加していただきたい。
- 報告事項の2点目、「函館市民体育館整備について」を生涯学習部長から報告を求める。

■生涯学習部長

- 市民体育館の基本構想であるが、成案化に向けて6月1日からパブリックコメントを行ってきたところである。その他に体育協会や競技団体、周辺町会などに対して説明会を行ってきたところである。このたび、いただいた意見あるいは要望等について取りまとめたので、その内容を説明し、今後は、基本構想から次の段階である基本計画の策定作業に移行して参りたいと考えてい

る。

- 資料の1ページをご覧いただきたい。
- 1の市民体育館の利用団体、周辺町会および競技団体からの意見・要望等について、(1)の利用団体からの意見・要望等であるが、5月26日に体育協会の役員を対象に説明会を行ったところである。その際、体育協会の考え方としては、新たな体育館建設は、望ましい方向の1つとも考えているが、体育館の早期実現を熟慮すれば、現在地での整備は、現状を捉えたベターな案と考える。なお、建設にあたっては、広く市民や利用団体の意見を求め、その意見が反映されるものであること、また、建設工事に伴う休館期間が可能な限り短縮されることを希望するということであった。
- 次に、翌27日であるが、函館地区武道連絡協議会に対して説明会を行った。その際の意見・要望等については、武道館の建設を希望するものであるが、市民体育館の整備にあたっては、現体育館の第1体育室を武道場として整備してほしい。また、第2・第3体育室の間の壁を可動壁に改修してほしい。使用料については値上げをしないでほしいというものであった。
- 次に、6月8日開催の体育協会加盟団体への説明会では、観客席について、他都市の事例を参考に検討してほしい。国・道からの支援ということを考えるべきである。立体駐車場の駐車台数を増やすべきである。さらに、バスの駐車場の確保を検討すべきというような意見の他に、広い駐車場が確保できる場所に建設すべきという意見、あるいは各競技団体の事務局の事務室などを確保してほしいという要望があったところである。
- 次に、(2)の周辺町会からの意見・要望等である。6月3日に町会役員を対象に説明会を行った。そこでは、現在地での建設は歓迎であるということであった。その他に、駐車台数300台では不足ではないか。高齢者などのために敷地内にバスの停留所を設置してほしい。市民からの寄付を考えるべきである。工事の騒音等について配慮してほしい。町会が利用しやすい施設としてほしいなどの意見等をいただいたところである。
- 2ページをお開きいただきたい。
- (3)の競技団体からの意見・要望等であるが、これについては書面でいただいたものである。
- まず、バレーボール協会であるが、現在地の増築整備は合理的である。メインアリーナ3面、サブアリーナ2面の5面あれば全国・全道大会には充分である。また、観客席も可動と固定を合わせて、2,000席から3,000席であれば充分である。駐車場については、充分とはいえないのでバスに対応したスペースを確保する必要がある。また、要望として、選手控室、30人用4室、役員控室、20人用2室、プレスルーム1室を確保してほしいということである。
- 次は、ダンススポーツ連盟であるが、体育館の整備後は直接ダンスシューズで踊れるよう許可してほしいというものである。
- 次は、函館剣道連盟であるが、専用施設の剣道場の設置を希望するということである。その他に試合場2面がとれる練習場や利用しやすい駐車場の整備を期待するというものである。
- 次は、ハンドボール協会であるが、立体駐車場についてはスムーズに出入りできる構造を考えてほしい。また、市民会館と体育館の両方で行事がある場合には駐車場の絶対数が不足である。ハンドボールコート2面を取れる広さを考慮してほしい。国際大会等の誘致に必要な更衣室4チーム分や大会本部室、審判控室、会議室などを確保してほしい。観客席から死角となる場所をなくしてほしい。現体育館は、躯体の腐食や雨漏りなどから将来解体しなければならないので、いっそのこと解体して、その改修費をただ今申し上げた課題解決に充当できないかという意見等があった。
- 3ページをお開きいただきたい。
- 次は、アーチェリー協会であるが、新たな場所での設置が望ましいが、現在地でもそれほど問題はないと思っている。立体駐車場は、出入りがスムーズに行われるかが心配である。冬期間の練習場を確保してほしいということである。
- 最後に、体操連盟であるが、第1体育室などを体操競技の練習場所として確保してほしいとい

うことである。

- 4ページをお開きいただきたい。
- パブリックコメント手続の実施結果についてであるが、6月1日から6月30日まで実施したところ、6名の方から13件の意見があった。相当ボリュームがあるので、意見の概要のみ紹介させていただく。
- まず、構想全般に関わるもので2件あった。一つは、基本構想は建設計画ありきではないのか。二つ目は、人口が減少する函館市に大規模な施設の必要性はあるのかというものである。
- 次に、立地場所に関してであるが、一つは、西部地区の活性化、駐車場の確保の観点から、緑の島が最適と考える。もう一つは、現在地での増築に賛成するというものであった。
- 5ページをお開きいただきたい。
- 5の景観・空間に関わって、電車通側に建物を増築する、張り出すことになるが、圧迫感を与えないのか。また、高さはどの程度なのか。災害等に対応する空間が確保されているのかという内容である。
- 次に、6の駐車場に関しては、駐車場を広く確保する場所に建設するなど、駐車台数を増やすべきということである。
- 次に、7の設計内容についてであるが、建築設計に当たっては、将来予想される災害に対応できる内容となっているのかということである。
- 次に、8の事業費について、函館市の持ち出しはどのくらいなのかということである。
- 次は、9の湯川公園に関して、市内唯一の平地の公園の利用価値が損なわれないのかということである。
- 6ページをお開きいただきたい。その他ということ、4件ある。
- 10番目は使用料について、現行の使用料を維持してほしい。11番目は、使用する団体、イベントに関わっての意見等である。具体的な内容は見えないところがあるが、プロレスなどのイベントに関しての意見と推測される。12番目は、市民利用が最優先されることを明示することということである。最後の13は、災害時の避難施設としての利用や災害用の物品の保管スペースが確保されているのかということである。
- 以上がパブリックコメントの意見等であるが、その次の欄の「意見等を考慮した結果の修正案」という項目であるが、ご覧のとおり、「意見による修正はありません。」としており、教育委員会としては、先に提示をさせていただいた基本構想については成案としたいと考えている。
- 7ページをお開きいただきたい。3の市民体育館整備に係る今後のスケジュール（案）についてである。
- まず、平成22年度であるが、8月に、既存施設の耐震診断調査の業務委託および市民体育館整備基本計の画策定調査の業務委託ということで、2本の業務委託を発注したいと考えている。
- 12月には、耐震診断調査の概要報告と基本計画策定調査に関わる中間報告を行いたいと考えている。
- 翌年の1月には、今回の基本構想と同様に、基本計画に関わるパブリックコメントを実施し、体育館の利用団体、競技団体等への説明会の開催を行うことと考えている。
- これらを経て、2月には、パブリックコメント等の結果公表、既存施設の耐震診断調査結果の報告、基本計画の策定調査報告（案）ということであり、来年の3月に、基本計画を策定ということと考えている。
- 次に、平成23年度であるが、7月に設計業者の選考ということで、プロポーザルコンペを実施することとしており、11月には、設計業者を決定したいと考えている。なお、決定した設計業者には、基本設計と実施設計、工事管理を委託するというと考えている。
- 次に、12月であるが、設計業者が決定したということで基本設計に着手をする。
- 次に、平成24年度であるが、基本設計を受けて実施設計に着手をする。
- 平成25年度から工事に着手することになるが、25年度については、立体駐車場の新設工

事、メインアリーナの増築工事を実施する。26年度は、既存施設の改修工事を実施し、27年4月にオープンというスケジュールで考えている。

- 8ページをお開きいただきたい。8月に発注ということで考えている基本計画の構成（案）である。
- (1)は、「現況と課題」ということで考えている。(2)として、「市民体育館整備の基本方針」ということである。次の(3)は「市民体育館の整備計画」であり、この基本計画の中で一番重要なポイントになるのが、この整備計画という部分になると思われる。
- 9ページをお開きいただきたい。(4)が「市民体育館の管理運営のあり方」、(5)が「今後の課題」ということであり、以上が基本計画の構成内容ということで考えている。

#### ■橋田委員長

- 報告事項の3点目、「戸井高等学校の存続に向けた動きについて」を学校教育部長から報告を求める。

#### ■学校教育部長

- 戸井高校の存続に向けた動きについて、資料に基づき報告する。
- 資料の1をお開きいただきたい。先月の8日に、地域キャンパス校化の検討などを内容とする要望書を北海道教育庁新しい高校づくり推進室長に提出したところである。
- 資料の2をお開きいただきたい。先月の10日から東部地区の小中学校の保護者を対象に行ったアンケート調査の結果をまとめている。
- 次ページの下段をご覧ください。戸井高校への入学者が多い3地域の結果をまとめているが、約5割の回収率であり、その内訳とて、反対は約7割を占めている。
- 次ページをお開き願いたい。調査に寄せられた主な理由や意見等をまとめているが、経済的な負担や通学時間の問題、また、過疎化の進行を危惧するといった内容が多かったところである。
- 資料の3をご覧ください。先週15日には、重点事項等に関する市と市議会の合同要望があり、市長、市議会正副議長とともに、戸井高校の存続について、知事部局や北海道教育庁に要望してきており、また、この要望書と併せてアンケート調査結果についても提出してきたところである。
- また、戸井高校のPTAや同窓会などが主体となった戸井高等学校の存続を求める会が、このほど結成され、今月12日から、戸井高校の存続を求める署名活動が始まっており、来月中旬ぐらいには、この署名がまとまると思われるので、関係者とともに道教委へ提出したいと考えている。
- 最後になるが、来週の月曜日に、第2回目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催されることから、私どもとしても、その存続について改めて要望してきたいと考えている。今後、その動きについて報告させていただく。

#### ■橋田委員長

- 日程第2、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- このたびの改正は、箱館奉行所の条例の施行に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 新旧対照表をお開きいただきたい。改正内容であるが、生涯学習部文化財課の事務分掌に箱館奉行所に関することを追加しようとするものである。

○ なお、この規則の施行期日は、平成22年7月29日とするものである。

■橋田委員長

○ 議案第1号は、原案のとおり可決する。

○ 日程第3、議案第2号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

○ 議案第2号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。

○ 資料をご覧いただきたい。

○ 育児休業制度の拡充については、少子化対策の観点から喫緊の課題となっている。仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に、国家公務員および地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年6月30日から施行されているところである。

○ 改正内容については、大きく2点あり、まず1点目は、子育て期間中における働き方の見直しに関してである。その内容については、3歳未満の子を養育している職員から請求があった場合には、原則、時間外勤務をさせてはならないこととなった。また、子の看護のために、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる「子の看護休暇」の取得要件が、これまでの子の負傷または疾病の場合に加え、子が予防接種や健康診断を受診するための付添いの場合にも認められることとなり、さらに、日数についても、子どもが2人以上いる職員は、1年に10日取得することが可能となったところである。

○ 2点目は、父親も子育てができる働き方の実現に関してである。これまで、配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦である場合については、育児休業を取得することができなかったが、これらのケースについても取得可能となった。また、従前、育児休業の再取得については、特別な事情がない限り認められていなかったが、男性職員が妻の産後休暇期間である出産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合に限り、特別な理由がなくても再度の取得が可能となった。

○ 次に、2の北海道および函館市の対応についてであるが、ともに、6月に開催された定例道議会および市議会において、育児休業等に関する条例を改正しており、6月30日から上記の国家公務員に準じた内容で施行しているところである。したがって、函館市立の学校職員においても、育児休業等に関する取扱いが道または市の例によることと規定されていることから、この度、育児休業等を請求する際の様式について、同様の改正を行うものである。

■橋田委員長

○ 議案第2号は、原案のとおり可決する。

○ 日程第4、議案第3号「函館市立戸倉中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

○ 議案第3号「函館市立戸倉中学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を説明する。

○ 本議案は、戸倉中学校の敷地の一部について、行政財産としての用途を廃止し、所管を財務部に引き継ぐことに伴い、戸倉中学校の敷地面積を変更しようとするものである。

○ 現在、戸倉中学校の敷地は、所在地「戸倉町」、地番「235番4外2筆」、土地面積は、23,848.34㎡である。このうち、次のページの図面の斜線で示した部分の826.47㎡が教職員住宅の敷地となっていたが、平成22年3月に住宅を解体したため、用途廃止して財務部に引き継ぐも

のである。

- 変更後の敷地の土地面積は、23,021.87㎡となる。なお、この土地については、戸倉中学校校舎の敷地とは市道で分割されており、学校では使用していないため、所管替えによる教育活動への支障はないものと判断している。また、引継後は、財務部において土地の売却を検討する予定であると伺っている。

■橋田委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 日程第5、議案第4号「平成23年度使用小学校用教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第4号については、次のとおり採択する。
- 国語 教育出版
- 書写 教育出版
- 社会 教育出版
- 地図 帝国書院
- 算数 東京書籍
- 理科 教育出版
- 生活 東京書籍
- 音楽 教育出版
- 図画工作 日本文教
- 家庭 東京書籍
- 保健 光文書院
- 議案第5号「平成23年度使用学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第5号については、別添「採択参考資料」に記載されている全ての一般図書を採択する。

■終了宣言

- 午後4時3分

議事録署名人 河村 祥史

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 山本 茂義